



# 大館訪問看護ステーションのご案内

## 大館介護センター

www.kochikai.jp

### 訪問看護サービスとは

看護を必要とされる方々が住み慣れたご家庭で安心して療養生活が送れるように

「かかりつけ医(主治医)」と連絡を取りながら看護師がご家庭に伺い

利用者様の状態に応じた「訪問看護サービス」を提供いたします。

#### 訪問看護の対象となる方

(高齢者以外の方や小児もご利用できます)

- 病気やケガなどで、寝たきりとなっている方
- 寝たきりになるおそれのある方
- 認知症のある方 等

#### 訪問看護のお申し込み

- 当訪問看護ステーション、またはかかりつけの医師にご相談ください

※介護保険サービスをご利用の場合は、居宅介護支援事業所(ケアマネージャー)にご相談ください

### サービス内容

- ①病状・全身状態の観察
- ②清潔援助・食事・排泄等日常生活の世話
- ③褥創<sup>じよくそう</sup>予防・処置
- ④鼻腔<sup>いろう</sup>・胃瘻・カテーテル等の管理・交換
- ⑤ターミナルケア・認知症の看護
- ⑥リハビリテーション
- ⑦療養生活や介護方法の助言
- ⑧コミュニケーションの援助
- ⑨家族への精神的援助
- ⑩外来通院支援・服薬指導
- ⑪居宅介護支援事業所等との連絡調整
- ⑫地域包括支援センターとの連絡調整
- ⑬その他在宅療養を継続する為に必要な看護

#### 営業日

#### 月曜日～金曜日

※なお、夏期休暇(8月13日～8月15日)、年末年始(12月31日～1月3日)及び祝日、国民の休日は休業となります。

#### 営業時間

#### 8:40～17:20

※規定の営業日以外および営業時間外の訪問は随時相談に応じます。

#### 緊急時の対応

当ステーションでは、24時間連絡体制を整えており、緊急時には主治医への連絡を行い指示に従った看護を提供します。



医療法人 光智会

### 大館訪問看護ステーション

〒017-0872 秋田県大館市片山町三丁目14番14号

TEL.0186-49-3210

0120-713210

FAX.0186-49-3090



- 設立：平成6年1月(介護保険平成12年4月)
- 介護保険指定番号：0560490047
- サービス提供地域：大館市

## サービス利用料及び利用者負担額

訪問時間(時間別単位)		利用者負担額		
		通常時	夜間	深夜
20分未満	看護師	310円	388円	465円
	准看護師	279円	349円	419円
30分未満	看護師	463円	579円	695円
	准看護師	417円	521円	626円
30分以上1時間未満	看護師	814円	1,018円	1,221円
	准看護師	733円	916円	1,100円
1時間以上1時間30分未満	看護師	1,117円	1,396円	1,676円
	准看護師	1,005円	1,256円	1,508円
理学療法士等による訪問の場合(20分/1回)		302円	—	—

※准看護師は、看護師の90/100の額。夜間は、通常時の単価に25/100を加算。深夜は、通常時の単価に50/100を加算。20分未満のみの訪問は利用出来ません。

## 加算項目と利用者負担額

加算項目	利用者負担額	備考
初回加算	300円	新規に訪問看護計画を作成し、初回の訪問看護を行った日の属する月に加算します。
緊急時訪問看護加算	540円	計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問看護を必要に応じて行う場合に1月に1回加算します。
特別管理加算	ご利用者の病状により 250円または500円	特別な管理を必要とする利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に1月に1回加算します。
ターミナルケア加算	2,000円	在宅で死亡した利用者、その死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)死亡月に加算します。
長時間訪問看護加算	300円	特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合に加算します。
複数名訪問看護加算	30分未満 254円 30分以上 402円	利用者又はその家族の同意を得て、同時に複数の看護師等により訪問看護を行う場合に次のいずれかに該当する場合に加算します。 ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合
サービス提供体制強化加算	1回につき6円	利用者に対し、指定訪問看護を行った場合に加算します。
退院時共同指導加算	1回につき600円	医療機関等を退院・退所するにあたり、医師その他の職員と共同し、在宅での療養上必要な指導を行い、文書を交付した場合に加算します。
看護・介護職員連携強化加算	250円	訪問介護事業所と連携し、訪問介護員等が行う特定行為業務を円滑に行うための支援を行った場合に1月に1回加算します。

※介護保険で利用される方で、大館市以外の地域でサービスを利用する場合は、交通費として5kmごとに100円の料金がかかります。

## 医療保険サービス利用料

基本料金	70才未満	国民健康保険・退職者(国保)・社会保険…3割負担
	高齢受給者証をお持ちの方(70歳~74歳) 後期高齢者(75歳以上)	一般の方……訪問看護に要する費用の1割 一定以上の所得の方…訪問看護に要する費用の3割 ※高齢受給者証に負担割合が記載されています。
交通費	1回の訪問につき、5kmごとに100円の料金がかかります	

※福祉医療受給者証や特定疾患医療受給者証をお持ちの方は、医療費の負担はありません。

## その他の有償サービス利用料

サービスの種類	内容	利用料
時間外・休日加算	時間外・休日に訪問看護を提供した場合	1回 2,000円(別途、交通費がかかります)
死亡時の看護	死亡後のご遺体のお世話他	1回 3,000円(別途、交通費がかかります)
通常の訪問看護サービス以外	●介護保険・医療保険対象外の訪問を保険を使わない、使えない入院患者の外泊時の訪問(医師の訪問看護指示書が必要) ●介護保険限度額を超えた訪問 ●緊急訪問	実費

※介護保険で利用される方で、大館市以外の地域でサービスを利用する場合は、交通費として5kmごとに100円の料金がかかります。